住所　神戸市東灘区御影３丁目14番10号
劉嘉忠　昭和44年３月31日生
住所　兵庫県姫路市辻井３丁目５番50号
何日登美　昭和54年１月７日生
住所　愛知県小牧市大字小牧原新田888番地１
郭逸群　昭和62年４月４日生
住所　愛知県一宮市八幡２丁目11番20―201号
趙喜隆　昭和40年12月27日生
住所　三重県松阪市垣鼻町1640番地２
グラチェラ・コンスンジ・ナカジマ　昭和54年11月８日生
住所　埼玉県川口市芝園町３番14―209号
黄美華　昭和56年２月27日生
住所　埼玉県朝志ケ丘１丁目２番１―630号
哈斯朝魯　昭和57年９月19日生
住所　埼玉県川口市川口２丁目12番17―602号
陳亮　昭和53年２月26日生
曽流萍　昭和55年６月15日生
陳慧虹　平成18年２月10日生
陳昱麒　平成19年７月15日生
住所　埼玉県狭山市新狭山２丁目25番地15
サミウ・マアシ　昭和56年９月13日生
住所　茨城県つくばみらい市板橋2063番地２
金三津子　昭和17年５月17日生
徐英姫　昭和45年７月８日生
住所　堺市北区南長尾町４丁２番４―905号
薛英　昭和59年11月21日生
住所　大阪市淀川区木川東４丁目17番９―1517号
畢鵬　昭和60年１月13日生
住所　埼玉県狭山市大字水野468番地27
金悦子　昭和55年６月18日生
住所　大阪市生野区小路東５丁目１番２号
金恭典　昭和53年11月18日生
住所　京都市伏見区向島本丸町55番地14
金都　平成４年３月16日生
住所　東京都葛飾区高砂８丁目15番５号
康悟志　昭和56年５月６日生
住所　東京都千代田区猿楽町２丁目７番15―101号
金現秀　平成元年６月25日生
住所　愛知県岡崎市上六名２丁目９番地６
柳基幸　昭和31年６月２日生
河京子　昭和31年３月６日生
住所　名古屋市天白区梅が丘３丁目101番地
ラファエル・ウリッセス・オオモリ　昭和58年６月７日生
住所　愛知県愛知郡東郷町白鳥４丁目５番地１
韓相斌　昭和48年４月１日生
住所　岡山県倉敷市中畝９丁目15番28号
高洪磊　昭和60年５月11日生
住所　川崎市川崎区鋼管通１丁目19番15号
林誠一　昭和60年11月30日生
住所　川崎市川崎区日進町６番地１
林誠輝　平成２年４月15日生
住所　群馬県吾妻郡東吾妻町大字大柏木1922番地
許珊珊　平成元年１月23日生
住所　東京都足立区千住関屋町１番２―402号
王英　昭和37年８月13日生
住所　東京都江戸川区南葛西４丁目14番７号
咸雨君　昭和60年４月５日生
住所　千葉県柏市根戸318番地７
裵英淑　昭和61年８月14日生
住所　千葉県浦安市堀江２丁目23番28―305号
李涼　昭和63年２月23日生
住所　神戸市西区大津和２丁目９番地19
劉楠　昭和60年８月５日生
住所　大阪府豊中市庄内栄町４丁目19番12号
ハルミ・ミラグロス・ムニョス・イセキ　平成７年５月21日生
住所　大阪市北区国分寺２丁目２番43号
朱勝勇　昭和44年９月17日生
住所　大阪市北区長柄東２丁目９番77―1109号
張丹穎　平成９年５月28日生
住所　大阪市東成区中本３丁目11番13号
李虎鉉　昭和25年２月９日生
李初江　昭和30年４月３日生
李良子　昭和53年６月８日生
住所　大阪府枚方市香里ケ丘６丁目16番地６
宋英仙　昭和51年11月12日生
住所　大阪市天王寺区味原町１番16号
王蓓華　昭和42年11月14日生
住所　大阪市城東区今福南４丁目６番２号
夫令華　昭和41年７月12日生
住所　大阪市城東区今福南４丁目８番37―204号
夫成弼　昭和45年９月７日生
住所　大阪市東淀川区菅原３丁目12番８号
楼凱　昭和59年11月12日生
住所　大阪府枚方市高田２丁目２番17―304号
姜京玉　昭和28年12月14日生
住所　京都市南区吉祥院三ノ宮西町１番地
李厳也　昭和46年10月25日生

○法務省告示第百三十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月七日　法務大臣　岩城　光英

別表第一東京ギャラクシー日本語学校の項中「東京ギャラクシー日本語学校」を「東京ギャラクシー日本語学校・２年コース、同・１年９か月コース、同・１年６か月コース、同・１年３か月コース、同・１年コース」に改める。

別表第二メロス言語学院・日本語総合準備教育２年課程、同・日本語総合準備教育１年６ヶ月課程の項中「メロス言語学院・日本語総合準備教育２年課程、同・日本語総合準備教育１年６ヶ月課程、同・日本語総合準備教育１年課程」に改め、同表大原日本語学院・準備教育課程１年コースの項の次に次のように加える。

東京ギャラクシー日本語学校・準備教育課程２年コース、同・準備教育課程１年６か月コース	東京都

○外務省告示第六十号

平成二十八年一月二十二日及び同年二月十九日に東京で、被用者年金一元化等の社会保障制度改革関連法の施行後の社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の適用に関する次の口上書の交換がインド政府との間で行われた。

平成二十八年三月七日

外務大臣　岸田　文雄

（日本国外務省から在本邦インド大使館宛ての口上書）

（訳文）

No.205／ＳＤ－Ｓ

口上書

外務省は、在本邦インド大使館に敬意を表するとともに、二千十二年十一月十六日に署名された社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定（以下「協定」という。）及び二千十五年十月一日に施行された日本国の年金制度に関する法律の改正（以下「日本国の法律の改正」という。）に言及する光栄を有する。

外務省は、在本邦インド大使館に対して、日本国の法律の改正によって、二千十五年十月一日以後、厚生年金保険が国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等に適用され、各共済年金の職域加算年金が同日に廃止され、同日以後、当該職域加算年金の廃止を踏まえて経過措置が講ぜられ、及び同日以後、同日に導入された退職等年金給付（以下「退職等年金給付」という。）が国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等の付加的な年金として支給されるものを通報する光栄を有する。

外務省は、更に、在本邦インド大使館に対して、二千十五年十月一日以後の協定の適用について、日本国政府とインド共和国政府との間の相互の理解が次のとおりであることを確認する光栄を有する。

１　協定の適用上、協定第二条１(b)から(e)までに掲げる日本国の年金制度（協定において「日本国の被用者年金制度」とされるもの）は、日本国の法律の改正による日本国の被用者年金制度の統一を踏まえ、二千十五年十月一日以後、同条１(b)の厚生年金保険に統一される。同日以後、協定の「日本国の被用者年金制度」は、「厚生年金保険」を意味する。日本国の被用者年金制度の厚生年金保険への統一の結果、同日以後、協定第十四条２及び第十五条５の規定が適用される状況は、存在しない。

２　協定第十三条１の規定の適用上、日本国の法律の改正による各共済年金の職域加算年金の廃止を踏まえ、二千十五年十月一日以後、「各共済年金の職域加算年金」は、日本国の法律の改正前の日本国の法令による各共済年金の職域加算年金であって、同日以後経過措置として支給されるものを意味する。